

重要事項説明書

飯山介護老人保健施設みゆきのご案内
(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 飯山介護老人保健施設みゆき
- ・開設年月日 平成 14 年 5 月 1 日
- ・所在地 長野県飯山市大字下木島 9
- ・電話番号 0269-81-3850 ・ファックス番号 0269-81-3851
- ・管理者名 医師 湯本 一彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2051380018 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[飯山介護老人保健施設みゆきの運営方針]

「介護老人保健施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰をめざす。」

「入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。」

「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	夜 間	業務内容
・医 師	1名以上		利用者の疾病管理・治療
・薬剤師	0.3名以上		薬剤管理・服薬指導
・看護職員	9名以上		利用者の状態管理・健康管理
・介護職員	25名以上	3名以上	日常生活におけるケア
・支援相談員	1名以上		利用相談・処遇相談
・理学療法士	1名以上		リハビリテーションの実施
・作業療法士			
・栄養士または管理栄養士	1名以上		献立の作成、利用者の栄養管理・指導
・介護支援専門員	1名以上		ケアプランの作成・調査申請
・事務職員	1名以上		療養費の請求・料金徴収
・運転手	2名以上(非常勤)		自動車の運転

(4) 入所定員等

- ・定員 100名 (うち認知症専門棟 40名)
- ・療養室 個室 8室、4人室 23室

(5) 通所定員 90名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時00分～8時00分
昼食 11時30分～12時30分
夕食 17時30分～18時30分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名称 飯山赤十字病院
 - ・ 住所 長野県飯山市大字飯山 226-1
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名称 内山歯科クリニック
 - ・ 住所 長野県飯山市田町 2775
- ・ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 窓口対応
正面玄関にて 8 時 30 分～17 時 30 分は対応可能です。
- ・ 面会
事前に電話にてご予約の上、お越してください。
- ・ 外出・外泊
職員に申し出て届け出用紙を書いてください。
なお、面会や外出・外泊については、感染症のまん延等により、随時対応を変更することがありますので、電話にてご確認ください。
- ・ 飲酒・喫煙
飲酒は原則できません。また、受動喫煙防止法により、敷地内での喫煙もできません。
- ・ 火気の取扱い
火気の取扱いは危険ですので禁止いたします。
- ・ 設備・備品の利用
ベッド横に収納ロッカーがありますのでご利用ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
電気器具（テレビ・ラジオ・電気毛布等）の持ち込みは職員に申し出てください。
- ・ 金銭・貴重品の管理
現金・貴重品は持ち込めません。盗難等について、施設は一切責任を負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診
外出・外泊時の受診は制限が設けられています。職員にご相談ください。
- ・ 宗教活動
宗教活動・営利目的の勧誘などをご遠慮ください。
- ・ ペットの持ち込み
集団生活上ペットの持ち込みは禁止いたします。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備
スプリンクラー・消火器・消火栓・非常放送設備が備えられています。
- ・ 防災訓練
年 2 回実施いたします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・ 飯山介護老人保健施設みゆき

0269-81-3850

その他の苦情処理窓口

- ・ 長野県介護支援課 026-235-7121
- ・ 飯山市保健福祉課 0269-62-3111
- ・ 長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口
026-238-1580

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和6年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要支援、要介護認定の程度によって利用料が異なります。（以下は自己負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です）

個室		多床室	
・要支援1	579円	・要支援1	613円
・要支援2	726円	・要支援2	774円
・要介護1	753円	・要介護1	830円
・要介護2	801円	・要介護2	880円
・要介護3	864円	・要介護3	944円
・要介護4	918円	・要介護4	997円
・要介護5	971円	・要介護5	1,052円

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	『基本料金』 + 『各種加算』 × 7.5%の額
・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	『基本料金』 + 『各種加算』 × 7.1%の額
・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	『基本料金』 + 『各種加算』 × 5.4%の額
・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	『基本料金』 + 『各種加算』 × 4.4%の額

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日
・夜勤職員配置加算	24円/日
・認知症ケア加算	76円/日
・若年性認知症利用者受入加算	120円/日
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
・個別リハビリテーション実施加算	240円/回
・在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ）	34円/日
・重度療養管理加算	120円/日
・療養食加算	8円/食

・緊急短期入所受入加算	90 円/日
・緊急時治療管理	518 円/日
・総合医学管理加算	275 円/日
・口腔連携強化加算	50 円/回
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月

入所時及び退所時に送迎を行った場合には、それぞれ 184 円加算

・夜勤職員配置基準減算	3%/日
・定員超過または人員基準欠如減算	30%/日
・身体拘束廃止未実施減算	1%/日
・高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日
・業務継続計画未策定減算	1%/日

② 食費	朝食	470 円
	昼食	780 円
	夕食	600 円

③ 居住費	1 日あたり	
・個室		1700 円
・多床室		650 円

(2) その他の料金		
・個室利用料	1 日あたり	1100 円
・理美容代	1 回あたり	2500 円
・日用品費	1 日あたり	250 円
・教養娯楽費	1 日あたり	150 円
・電気代	1 日あたり 1 点	100 円

(4) 支払い方法

・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落とし、銀行振込等があります。入所契約時にお選びください。